

(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国の基本指針に即して、5年を1期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保、その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしている。(→ 法第61条及び第62条)

●計画(骨子案)イメージ

※標題案、標題に対応する記載事項等を示す。

■計画の策定にあたって

- ・策定の背景と趣旨(少子高齢化、経済社会的状況、人口構造バランス、国の動向等)
- ・計画の位置付け(法的根拠、現行計画と関係・今後の調整、計画の数的根拠→ニーズ調査等)
- ・これまでの子ども・子育て支援に向けた取組(次世代育成支援対策行動計画を振り返って等)

■子どもと家庭を取り巻く環境の変化

- ・子どもをめぐる状況(格差、多様な働き方、児童虐待、若者の自立、地域の育児力の低下等)  
→ 総論…国等、広域的な子ども・子育てに関する状況
- ・川崎市の子どもと家庭の状況(人口、人口構成、人口動態、家庭の状況等)  
→ 各論…川崎市における子ども・子育てに関する状況

■計画の基本方向

- ・計画の基本的視点 ▶▶▶ 計画策定にあたっての基本的な視点を項目建て
- ・計画の基本理念 ▶▶▶ 計画策定にあたっての目指すべき理念
- ・計画の基本目標 ▶▶▶ 具体的な取組に向けての目標の項目建て
- ・施策体系 ▶▶▶ 子ども・子育て支援の充実に向けた個別施策の体系

■子ども・子育て支援の充実に向けた取組

・計画期間(5年)における年度ごとの教育・保育等の提供に係る取組

- 教育・保育の提供区域の設定
- 教育・保育の量の見込み、量の確保に向けた提供体制、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の目標事業量、量の確保に向けた提供体制、実施時期

→ 子ども・子育て支援の充実に向けたニーズの把握(ニーズ調査)の結果を踏まえた量の確保が必要

※「量の見込み」=「現在の利用状況」+「今後の利用希望」

・次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン における取組

- 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 家庭の育てる力を支える仕組みづくり
- 子育て家庭を支援する地域づくり
- 親と子の心とからだの健康づくり
- 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
- 子どもと子育てにやさしいまちづくり

《参考》

かわさき子ども「夢と未来」プランに掲げられた基本目標1~6

■計画の推進に向けて

- ・計画の推進に向けた役割(→ 家庭、地域、企業、行政等)
- ・計画の進行管理(→ 計画の進捗管理、事業評価、情報公開等)

■資料編

・計画策定にあたっての資料(→ 検討経過、検討体制、算定資料等)

《参考》

●川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画) 施策の体系



●第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン) 計画の体系図

